

臨床研究部運営監査委員会

(目的)

第1条 この委員会は、臨床研究部での研究活動全般について、適正に運営されているか監査することを目的とし、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、副院長、統括診療部長、副院長補佐、臨床研究部長、臨床研究部各室長、事務部長、看護部長、業務班長、庶務班長、外部委員2名で構成する。

(委員長)

第3条 委員会の委員長は副院長職にあるものが務める。

(審議事項)

第4条 委員会での審議事項は、次のとおりとする。

1. 臨床研究部の予算執行に関する監査
2. 臨床研究部の管理及び業務執行に関する監査
3. 臨床研究部の研究の推進に関する監査
4. 臨床研究部にかかる寄附金の受入に関する監査
5. 公的研究費の運用・管理に関する監査
6. その他必要と認める事項

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

第6条 委員長は、特に必要があるときは、臨時に構成員以外の職員、または外部の者を会議に招き、意見を聞くことができる。

第7条 委員会に議事録を備え、庶務班長がこれを記録し保管する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理課において処理する。

附 則 この運営要領は、平成27年2月1日から施行する。